

（午前10時30分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番9、4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）はじめに一言述べさせていただきます。今までの議会の一般質問の中で私は一番寂しい気持ちであります。と申しますのは、いろいろとご指導いただきてきた中西健議員、中上良隆議員、上久保修議員が今回をもって勇退されることにつきまして、非常に寂しい思いです。いろいろとご指導いただきまして、本当にありがとうございました。また、もし次の機会で選挙で上がることができましたら、皆さんにご指導いただきました力を一議員として発揮させていただきまして、ご恩返しをさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

私は、本3月議会では次の3点について質問いたします。第一は、高齢者の保護について実態にこたえよ。第二は、高野口にあるごみ焼却場の環境調査の改善を求める。1. 環境調査地点について。2. 環境調査項目について。第三は、人事行政の問題点をたず。以上の3点であります。以下、順を追って伺います。

まず、第一の高齢者の保護について実態にこたえよという点について伺います。

例えば、(1)ひとり暮らしの父が数十万円もする布団を買わされた。(2)障がいのある娘がいますが、私が亡くなった後、一人で暮らしていけるか心配です。(3)今は身の回りのことを自分でできますが、将来、認知症に

なったらどうすればいいか不安です。(4)近頃物忘れがひどく、買い物に行っても帰り道がわからなくなったり、通帳や大事な書類がなくなってしまいます。等々の問題が数多く聞かれるところでございます。

現在、制度としては、(1)(2)(3)については民法7条以下の成年後見人制度、(4)については福祉サービス援助事業が用意されていますが、制度はあっても現状はほとんど利用されていません。そのため、以上のような重要問題に対して有効な対策がとられていないのが現状であります。マスコミの報道からも、高齢者が詐欺や恐喝、悪徳商法の犠牲になる危険性が高くなりつつあることがわかります。

市としては、この点について重要問題であるとの認識を持って真剣に取り組み、木下市政の柱である安全安心のまちづくりを実現していただきたいと思っております。そのためには、市長部局としては、早急に体制の強化を図るべきであります。

また、福祉サービスの利用援助では、イ：福祉サービスなどについての情報提供、ロ：役所への書類の提出などの手伝い、ハ：福祉サービスや医療費支払いの手伝い、ニ：通帳や証書などの大切な書類の預かり等がその中身です。したがって、制度上も実態上も社会福祉協議会が担当することになると考えます。そこで、社会福祉協議会の体制の拡充強化が不可欠です。

以上の点について、市当局の考えを伺います。

次に、ごみ焼却場の環境調査の改善を求めるという点について伺います。

①環境調査地点、②環境調査項目の2点について、問題点の認識を持っているかどうかを伺います。

第三に、人事行政の問題点について伺います。

①嘱託職員について、基本給が正規職員の初任給程度のみで、何年働いても賃金が同じである。経験が賃金に反映しないのは、勤労意欲の観点からも不合理ではありませんか。

②嘱託職員であっても抜群の成績をおさめた人には正規職員への道を開くことも必要ではないでしょうか。このことによって、嘱託職員の勤労意欲を高め、市民の福利向上につながり、さらに正規職員をも含めた職員組織全体の活性化のためにも効果大と判断しますが、市当局の見解を伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）松浦議員のご質問にお答えをさせていただきます。

広域ごみ処理場の環境調査でございますが、環境調査地点・環境調査項目につきましては、平成20年12月、平成21年3月議会でもお答えをさせていただきましたとおり、広域組合が事業主体であり、橋本周辺広域ごみ処理場環境保全委員会において、どのような項目を調査するか、調査地点はどのようにするのかについて十分議論した上で、専門家の意見もいただきながら進めておりますので、ご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

なお、残余の件につきましては担当参与よりお答えをいたします。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）人事行政の問題点

のご質問についてお答えいたします。

嘱託職員の基本給が正職員の初任給程度で、何年働いてもそれが変わらないのは不合理であるのご質問ですが、まず現状を説明させていただきます。

嘱託職員の中でも「一般事務補助を行う嘱託職員」は、ご質問で言われているとおり、経験が賃金に反映されるような制度にはなっておりません。ただし、一部ではありますが、「専門的な経験を必要とする嘱託職員」、例えば保育関係、福祉関係の嘱託職員については、その経験について賃金に反映しているところ です。「一般事務補助を行う嘱託職員」は比較的短期雇用を原則としており、経験による能力アップとその賃金への反映は想定しておりません。

また、正規職員の給料の考え方についても、年功的な制度から職務・職責に応じた給与制度へと変革がなされつつあり、この観点から嘱託職員についても、そのついでに職務・職責に応じたものとしているところです。

次に、成績優秀な嘱託職員を正職員として採用してはどうかという趣旨の質問ですが、ご指摘のとおり、本市といたしましても成績優秀な人材を正職員として採用してまいりたいと考えています。ただし、職員の採用については、前歴に関係なく競争試験制度を活用し、採用を行っておりますので、優秀な嘱託職員であっても、この部分を省略し、正職員として採用することは好ましくないものと考えています。

競争試験はすべての人にとって平等でなくてはならず、同じように競争試験を受け、これに合格された上で正職員として活躍されることが正規の職員同士の公平性を保っていく上で必要なことと考えていますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）高齢者の保護についてのご質問にお答えいたします。

橋本市の65歳以上の高齢者数は、平成23年1月現在で1万5,987人、高齢者数の増加と比例して判断能力の低下を招く認知症の方も増えてきております。このような状況の中、議員ご指摘のように、認知症や障がいにより判断能力に問題がある方への支援が重要課題となっています。

当市では、消費者被害の担当窓口を市民安全課に置き、地域包括支援センターとの連携のもとに市民の被害相談はもちろんのこと、広報での啓発や自治会、老人会への消費者被害の予防啓発を行っており、年間相談件数は22件となっています。

また、地域包括支援センターの権利擁護事業の中で、判断能力に問題がある方への支援として、成年後見制度利用支援事業があります。成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方を法律的に支援する制度ですが、包括支援センター業務としては成年後見制度の啓発及び相談となっており、相談件数は年間5件程度です。支援内容は、相談を通じて判断能力を欠く人の発見、制度利用の必要性の判断、申し立て支援となっています。

成年後見制度については施行10年目を迎えますが、制度利用についてはまだまだ普及していないのが現状です。その理由として制度そのものを知らないなどの啓発不足の感は否めませんが、何より申し立てに際し親族等の協力を得にくいこと、申し立て書類の煩雑さなどが考えられます。

今後はより一層、成年後見制度の周知に努めるとともに、本人の判断能力があるうちに、あらかじめ公正証書によって任意後見人を決めておける任意後見制度の紹介や、親類縁者

がなく申し立て人がいない方々のための市長申し立てにも取り組んでまいりたいと考えています。

また、「成年後見人制度」の適用に至らないまでも、例えばご指摘の「近頃物忘れがひどく、買い物に行っても帰り道がわからなくなった」とか「通帳や大事な書類をなくしてしまう」など、日常生活を送る上で不安を抱える方については、橋本市社会福祉協議会が行っている「福祉サービス利用援助事業」を利用していただくことができます。

社会福祉協議会では、安心して相談に乗っていただける専門員の方や身の回りのお世話をしていただける生活支援員によって、日常生活で生じる各種手続きや金銭管理などを本人にかわって行うことになっています。現在、18の方がこの制度を利用されており、年々増加していく傾向にあると伺っております。

また、この「福祉サービス利用援助事業」は、社会福祉協議会発行の機関紙「なごみ」を通じて広報活動をしているほか、市の関係各課との連携により、この制度を必要としている方を紹介しています。

高齢化社会を迎えている今日、福祉サービスを受ける方はますます多くなり、その制度の周知あるいは内容の充実を一層図っていかねばなりません。そのため橋本市並びに橋本市社会福祉協議会では今年度から来年度にかけ、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を策定しているところです。

この計画を進めていく中で、本市と社会福祉協議会は、その果たす役割を明確にしながら、より一層連携をとり福祉施策を進めていくとともに、このような制度を広く市民に周知・活用していく仕組みをつくり、健やかで安心して暮らせるまちづくりを実現してまいりたいと考えています。ご理解をお願いいたします。

○議長（中西峰雄君） 4番 松浦君、再質問ありますか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）ありがとうございました。順番に1番から再質問させていただきます。

答弁の中で問題の重要性はよく認識されているということはよくわかりました。それに対応する手段として、今の状態を続けるというかな。僕は思うんですけども、65歳以上の人が1万5,987人おられると。10年たったらこの人たちは今の判断能力、運動能力すべて非常に落ちるようになる。年々そういう人が増えていくと。こういう実態を考えればですね、福祉課の人的な陣容あるいは社協の陣容、人材の育成と人数の点からも、また需要に対応できる能力のある人材の育成という点からも極めて重要な問題なので、市当局としてはその辺に力を入れていただきたいと思うんです。まず人材育成、それから陣容の拡充、この辺についてどうのお考えでしょうか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）まず、人材の育成なんですけれども、これは担当部署が相談者の内容によって分かれております。例えば障がいをお持ちの方でしたら福祉課、あるいは高齢者でしたらいきいき長寿課または地域包括支援センターと分かれているんです。また、子どもに関してはこども課、それぞれの窓口で対応させていただいております。

成年後見制度発足から10年ということで、利用件数もまだ少ないような状態なんですけれども、今後、松浦議員ご指摘のとおりニーズが高まっていくということで、最近、職員については弁護士が講師の研修会等にも参加するようにしております。これは福祉課の職員であったり、地域包括支援センターの職員であったり、内容については家庭裁判所へつ

なぐということで、法的な知識もかなり必要となります。その点については、研修へは結構行っていると私は認識しております。

それと、陣容なんですけれども、これは同じことになりましてけれども、まだ制度が周知されていないという根本的な原因はあると思うんですけども、相談に来られている方が、現在まだ非常に少ないような状態です。ちなみに地域包括支援センターでは、昨年、相談を受けて家庭裁判所へつないだ人が2件、弁護士・司法書士等の紹介へつなげたのが3件、5件です。それと、今現在かかわっている方に、成年後見制度の利用が必要ではないかという方が5名程度おられます。これらの方についても家庭裁判所へ申し立てをすぐするのか、あるいは、司法書士や弁護士等の紹介、知識を借りながらつないでいくのか、それらについては、現在、親族等も含めまして検討しているような状態です。

それと、障がいのほうなんですけれども、これについても、これまで相談が5件程度と聞いております。5件程度で陣容の拡充ってすぐつなげるのかどうか、まだ判断に苦しみところでございますけれども、今後の相談軒数に応じて、必要であれば陣容の拡充は今後検討していかねばならないのではないかと、そう考えております。

○議長（中西峰雄君） 4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）まず、人の養成というのも、きょう言うてあしたできると、そういうもんじゃないのでね。やっぱり相当専門的な知識と経験、そういうものが必要だと思うんです。だから、今ないから、増えてきたらつくるといふんじゃなくて、それやったら後追い後追いになりますので、ある程度予想した上で、需要の数に対応できるような対策をとっていただきたい。

それと、成年後見人制度あるいは任意後見

人の制度の話ですけれども、これは例えば弁護士がなるとか、司法書士がなる、典型的にはそうなんですけれども、これから必要な人の人数が多くなってきたときに、弁護士・司法書士、そんなにたくさんいないし、それと、費用が高いと。そしたら、こういう人たちを守る手だては少なくなる。そういうことから考えれば、民間でも信用できる人を、いろんな経験のある人に後見人になっていただくような、そういう後見人を橋本市が候補者を養成して、いざ必要となったときにはその人たちにお願いできると、そういう体制をとることも必要だと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）専門家に後見人になってもらうというのも、おっしゃることはそうなんですけれども、先ほど私ご紹介したのは、弁護士・司法書士の紹介というのは、弁護士・司法書士の段階で解決。相談へつないだというだけで、弁護士・司法書士から家庭裁判所へ行く場合もありますし、弁護士・司法書士の段階で親族等の話し合いを交えて解決できる問題もあるのではないかと考えております。

それと後見人、おっしゃるとおり、橋本市周辺で、和歌山の県下的にも法律の専門家、弁護士等が非常に少ない。あとは司法書士。司法書士の方もかなり件数を抱えておられる方もいてると聞いているんですけれども。基本的に後見人というのは、家庭裁判所へ申し立てたしまして、家庭裁判所が後見人にふさわしい人を選定するという制度でございます。行政の段階で、制度の仕組みそのものを勉強不足のこととも思いますけれども、基本的に市の立場で後見人の養成という、そこまで私、全然頭の中に入れておりません。市がそういうことできるのかなということで、

それぐらいの知識しかありませんので、お答えできません。裁判所が決めてくれるものという理解です。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）後見人は裁判所の審判で決まるんですけれども、裁判所が後見人を決めるときに候補者をどの人にしていいかと、裁判所が選ぶ人がいなかったらできないでしょう。だから、後見にふさわしい人、そういう人を養成する、お願いする。これだけおる中から裁判所は選んでくださいと、裁判所は選びますけれども。だれを選ぶか、相手がいないから、裁判所は選べないでしょう。そしたら、後見制度というのがその効用を全うできないのでね。

これ、たまたま私がこういう一般質問をしますと通告出したときに、帰って新聞見たら、読売新聞だったんですけれども、政府がこの後見人あるいは補助人、補佐人、こういう人たちを養成しなければ、これからの高齢化社会に対応できないということで、政府のほうから各自治体にその養成を指導するという記事が載ってたんですよ。

やっぱりそういうことが必要ということ政府も認めてるみたいなので、先取りしたらいいと僕は思うんです。政府がせんかっても。これ、ほんまに普通に考えて必要やなと思うことはどんどんやっていったらいい。何か言うたら、国がやってない、県がやってない、だからこっちはまだちょっと足踏みとか、ゆっくり検討とかいう話によくはなるんですけれども。そうじゃなくて、いいと思うこと、国が気がつかんことでも市としたら気がつけばどんどん進めていくということが大事で、今の話も、後見人とか補佐人、補助人というのを今から養成というかな、しっかり勉強していただいて、将来こうなってもこういうふうに対応できるという市の方針を固めていただき

たい。それが安全安心を柱とする木下市政の趣旨にも合致すると私は思うんですけども、その辺のところを勉強して、また拡充するためにご努力いただけますか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）市が今後どんなかわりを持って高齢者の安心に貢献できるのか、私ども研修をしっかりと、できることなら高齢者の権利をより守れる方向で頑張っていきます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）ありがとうございます。

それとですね、ここの（4）福祉サービス援助事業、これは社協がやってるんですけども、なかなか大変だと。これから仕事もどんどん増えてくると思うんですけども、市は市で、社協は社協やと、別個の組織だからお互いあまり干渉しないというようなことを、この前、ちょっと伺ったんですけども、そういうんじゃないくて、本当に重要な仕事だと思いますので、予算とか補助とかいうのも市のほうから力を入れていただいて、社協自体の組織を拡充していただくという方向に市としてもご協力というかな、していただきたいと思うんです。お互いの縦割り行政の中で干渉し合わないということをまだ言われますか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）社協については、答弁でも申し上げましたように、成年後見には至らない、その手前の福祉サービス利用援助事業、そういう事業を現在やっただいております。この事業自身は、直接国のほうから県を通じまして社会福祉協議会のほうへおりてきている事業でございます、仕事のかかわり上、同じく相談業務と生活支援の仕事なので、市民の方が市役所へ相談に来られましたら、社協のサービス利用援助の事業が適当だという場合については、社会福祉

協議会の窓口のほうへ案内させていただいております。

逆に、社会福祉協議会のほうへ相談に来られた方で、市の福祉課なり地域包括支援センターなり、そこへ相談したほうが適当であろうという場合については、社会福祉協議会のほうから相談を受けるようで、私の認識では、相互それぞれ交流というんですか、仕事の中身での意思疎通は図られているのではないかと考えております。

それと、社会福祉協議会の陣容の問題なんですけれども、現在までに社会福祉協議会から市のほうへ、こういう高齢者の相談業務でさらに充実したいので、予算の増額あるいは体制の強化等についての相談は実際には受けておりません。ただ、社会福祉協議会の事務職員の人件費というのは、市のほうから補助金が全額支払われているところでございます。その中で、こういう福祉の相談事業に携わっている割合がどれぐらいあるかというのを把握しておりません。先ほどの答弁でもご紹介させていただきましたけれども、地域福祉計画と地域福祉活動計画、活動計画というのは、地域福祉計画に基づきまして地域で実際にどんな活動をしていくか、そういう計画でございます。この活動計画の部分については、社会福祉協議会が市が現在策定しております地域福祉計画にあわせて同時進行的につくっている計画でございます、その計画の中で市が果たす役割、社会福祉協議会が受け持つ役割、そういう事業分担を明確にしていこうという考え方でつくっております。その中で相談事業についても、この部分については市が受け持つ、この部分については社協さんお願いしますよということで計画を進めていくことにしておりますので、その役割分担が明確になった段階で人的な問題、予算の割合、それらをはっきりしていきたいなと考えており

ます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）だいたいわかりましたけれども、社協からそういう予算増額の要求を受けてないというお話ですけども、やっぱり向こうとしたら遠慮してるような傾向を私は感じております。

そしたら、社協と市当局と連絡を密にして、よろしいですか、具体的妥当な対応をさせていただくようにお願いします。

例えば、これ、社協さんの話ですけども、僕はある人に、身寄りがなくて大変で生活保護を受けている人が、だれも面倒を見るというかな、そういうことをしてくれる人がいない、「健次さん頼むわ。信用できるのはおまんしかおらへんさかい頼むわ」と全部押っつけられましてね。大変なときだから、それはしゃあないなということで、僕、お世話させてもらったんです。お金の出入り、何を使ったかって全部きっちりして、それで、本人に納得してもらって、それをやるという大変なことで、社協さんもこれからそんなことをたくさん抱え込まなあかんと思うんですよ。そういうところも、僕、選挙も近づいてきたからてかなわんさかい頼むわと拝み倒して、社協さんにかわってもろうたんですよ。証人4人ぐらい入ってもろうて。現実そういう需要というかな、必要性というのが徐々に増える。これからどっと増えてくると思うんです。後追いにならないように、重ねて対策を講じていただきたいと思います。

これで次の質問に移らせていただきます。

2番、ごみ焼却場の環境調査の改善を求める。

市長の答弁によりますと、広域組合が主体だと、十分議論した中でされているから大丈夫だというお話なんですけども、市長は、広域組合の管理者であられて最高の責任者なん

ですけども、広域組合の問題は広域組合で基本的には議論すべきだと思うんです。しかし、橋本市長という立場からすれば、市民の健康・安全を守るための最高責任者であるという地位もありますので、そういう観点からお伺いします。

これ、前の環境調査によりますと、詳細調査地点って、高野口中学校と西部公民館、妙寺中学校、この地点で詳細調査をやって、それから、15箇所でざっとしたバッチ調査というのをやっているんです。これでは少ないんじゃないか、詳細調査は。バッチ調査というのも、例えば粉河の役場の屋上で調査すると。しかも、それは二酸化窒素、要するに車の排気ガス。バッチ調査の15箇所というのも車の排気ガス。私は、ごみ焼却場を稼働する前に今の現状はどうかはっきりさせておいて、稼働してどういうふうに変ったかということがわかるようにということを事前の詳細な調査をお願いしたんですけども、ことごとく拒否されまして、現状に至ってるんです。

例えば粉河の役所の屋上のそういう排気ガスの調査というのは何の意味もないと思うんです。やっぱり環境省の基準である1km、2km、住宅密集地、そういうところでどういう内容の物質があるか年々きっちり調査して、変われば変わった、変わりがなければ変わらないんだというふうにして調査をした上で大丈夫ですよというんだったらわかるんです。

私は専門家じゃない、素人判断ですけども、焼却場の煙というかな、排気ガスがこっちに流れてくると、大丈夫かいなという不安をいっぱい聞きます。嫌われた設備というかな、迷惑施設を引き受けてくれた高野口の町民に対して、これこれこれこれの調査をしたから大丈夫ですというように説明するのが、迷惑施設を受け入れてくれた方々に対する橋本市としての誠意じゃないでしょうかね。

結構不安があっちこっちで聞かれますのでね。やっぱり、その辺、普通の人間が考えて、粉河の何とかって、そんなの何の役に立つのかと思うようなことを、これ、やってるんですよね。広域組合で専門家も交えて、それで、調査の委員会をつくってやってるからと。それはその委員会では納得できるのかもわからないんですけども、一般住民にとってはこれはおかしいなと考えるのが常識だと思うんですけどね。

市長、私、この前、広域組合で質問させてもらったときに、3回しか質問できないので、むにやむにやと適当にあしらわれたら、3回だったら追及も何もできないで黙らざるを得なかったんですけどね。どうですかね、最高責任者として地点と項目についてもう一回考え直すというお気持ちはございませんか。

○議長（中西峰雄君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）4番 松浦議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

過去の答弁と全く同じような形であります。ただ、私ども管理者といたしましては、松浦議員とせんだつての広域での会議の後も話し合いを若干持ったわけでありまして、基本的には、やはり環境保全委員会なるもの、23名で組織しておる。これは人選も慎重にさせていただいて、地元で下中6人、大野が6人でしたか、そして応其、信太、高野口の理事の方、そういう方も入っておりますし、広域の議会の議長さん、副議長さんも入られておるわけでございます。そして、さらに副市長、副町長レベルの皆さん、そしてまた専門家の方が2人入っております。それで、非常に網羅して23名の皆さんの体制でこの環境保全調査、定期的に会議、今もやっていただいております。

私といたしましては、私どもも大阪のほう

へよく視察にも行きましたけど、500トンという市街地の中での焼却場、それはそれなりに対応、対策委員会を講じてやっておられると思うんですが、全国で1,000からの焼却場があるわけでございます。国はそれを全部監視しておるわけでありまして、我々も専門家も含んでしっかりとした環境保全調査、環境保全委員会があるものですから、そこにゆだねて、そして、その意見を尊重してまいりたいな、そういうことでございます。

市長としての考え方ということでございますけれども、やはり管理者の責任もございまして、また、私としても、ある程度、年数がたってまいりまして、そして、ある程度、大修理も必要になってくるでよとか、そういう場合にはさらにそういう細かい調査地点も必要に応じて実施しなければならないのではないかなという、素人なりの感じであります。

現在ではでき上がって、本当に立派な施設で、間もないわけでございますので、ひとつご理解をいただき、決して放任をしておるという考えは一切持っておりません。申し上げたように、環境保全委員会にゆだねていくと、そういうことをご答弁をさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）市長の考えはわかりました。ただ、窒素酸化物を15箇所調べただけで、あるいは、粉河の何とか、それを調べるだけで、私としたらとんでもない非常識な話を環境保全委員会はやっておる。だから、この人たちがやっていることがほんまに信用できるのか。私は信用できないんです。それを申し添えておきます。

時間がないので、次へ行かせてもらいます。囑託職員、市の考え方はわかりました。それで問題、全くないと思えますか、まず①について。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）嘱託職員の橋本市の実情につきましては、数の中で特に多いのが保育士等の福祉関係の職員でございます。ということで、いわゆる保育園の民営化とか、幼保一元化の関係で正職を採用せずに臨時なり嘱託を採用してきたという、平成12年頃からの話ですけれども、経過がございます。

そういうことで、市長部局でも嘱託職員の半分——57名ですか——が保育園の嘱託職員ということになってございます。ということで、これを解消するには、いわゆるこども園計画を早くしなければ構造的な解消ができないという人事面からのこども園の取り組みについて考えているところでございます。ということで、その辺の部分。

それから、地方自治法上では短期雇用ということがございますけれども、単年度契約の繰り返しが続いているという状況がございます。その辺について国の地方公務員法の改正も検討されているようでございますけれども、その辺も含めて、今後、嘱託職員の位置づけというのを考えていかなければいけないということは問題点というふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）嘱託職員を更新して、また雇用してますよね。そのときに経験を加味した上での給料アップとか、そういうことで再雇用ということを考えられるんですか。私が思うには、自分が一生懸命やって同じやと、仕事に対する意欲というかな、それがやっぱりなえるという意味もあるんじゃないですかね。企画部長さん、自分がその立場だったら十分納得できますか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）最初の答弁でも申しましたとおり、入って同じだというんじや

なく経験を加味した月額ということではいるところがございます。具体的に言いましたら、保育士、それから介護支援専門員、それから、保健師につきましては年数を決めましてやる、これは2年以上、2年未満ということで基本給に差をつけているような状況でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）例えばほかに僕はすごく気になるのは公民館の嘱託職員が、あの人たちはいろんな経験と地域の人たちとのきずな、こういうものをつくって一生懸命頑張っておられるというのはよくご理解いただいていると思うんですけども、その人たちがいくらやってもまた同じやというのは気の毒なような気がしましてね。例えば、じゃ、もうそれで終わってもらって、次にまた初めから入ってもらって、別の人に来て、また雇用年数が終わって、また次と。そしたら、いつも初めからのスタートで、公民館自体の機能というのは十分に充実してこないと思うんです。その中で更新をしているという話ですけど、そういう経験を保育士だったら加味して、公民館のそういう蓄積した大きな人的な能力というかな、実力を評価しないというのは問題あると思うんですけども、いかがですか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）公民館職員の人材の登用でございますけれども、これ、また言いましたらしかられるところがあるかわかりませんが、従来でしたら名誉職的なところがあつたようでございます。ということで、それ以後、公民館主事に力点を置いてやっていくということで、館長も兼務ということがございました。その後、現在の教育委員会の考え方でございますけれども、公民館につきましては、きちっと行政職の職員やということで位置づけしまして、公民館主事に付きまし

でも、公民館の研修を受けて公民館主事のきちとした免許を受けてやっていくと。その中で力ある人は、力ある人というか、選考の中で評価して、公民館長になっていただくというようなシステムに変えていっているところがございます。それと、その制度の中で月額についても見直していきたいというような考え方でございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）教育委員会に伺います。確認ですけども、そういう経験あるいは力を加味した上での給与体系というのを考えていただけらるんですか。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）ただ今企画部長が答弁申し上げたのは、館長という管理職の立場でのそういう昇格基準を申し上げたところでございます。今申し上げたように、社会教育主事の研修を40日ほど受けまして、そういった資格を有する職員については、将来、嘱託職員である館長としての位置づけをしたいということで現状考えておりますので、そういったご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）そしたら、そういうことがなければ給与は入ったときのままで、何ぼ頑張っても同じやと、こういう話でいいんですね。そういう姿勢ですね。館長については、今の例外を除いて職員としては変わらないということですね。いくら実力をつけて経験でその地域の人たちとコミュニケーションあるいはきずなをつけたとしても、それについては配慮しないというのが当局の考えですね。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）公民館主事につきましては、今、教育次長の言われたとおり、

主事の中で差をつけるという考えはございません。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）一般の嘱託職員について、いくら更新されても同じかということを知っているんですよ。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）逆に、なぜ差をつけているかと言いましたら、一般の中で事務職も少しいるんですけども、事務職につきましては、正職、嘱託、臨時ということで仕事にある程度差をつけてございます。ただ、保育士とか介護支援専門員となりましたら、若い方を採用していく中で、また人材が少ない中でそういうことでお願いすることになるということで、それと専門職ということもございまして、嘱託であってもクラス持ちとかということで、正職とはあまり変わらない仕事をしていただいている側面もございまして、そういうことで差をつけているところがございます。ほかのところにつきましては、大きく国の制度が変わる中で、抜本的な改革の中では考えていきたいと思っておりますけど、当面こういう形で、変えていく計画はございません。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）納得できないけれども、市当局の考え方としてはわかりました。

もう一回、じゃ、伺いますね。自分がそういう立場だったら十分納得できますか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）契約の時点でそういう条件になっていますので、私としては納得します。

○4番（松浦健次君）次に、抜群の成績をおさめた嘱託職員は正職員へ道を開いてもいいんじゃないかと、開くべきだという考えに対しては、そういうことはできないという話なんですけども、だれでもかれでも正職員にと

いうんじゃないくて、抜群の、あの人、すごい
なとみんなが認める仕事をする人にはやっぱ
りそれだけの道を開くということも、人事の
活性化とかいうことから大事と違いますかね。
市職員で、「あの人、しゃあないわ。仕事せん
でかなわん」と、私、皆さんから結構聞きま
すよ。そういう人でも正職員でのうのうとお
るんだったら、だれが認めてもこの人はすご
いと思う人、もし試験を受けてもらって、そ
れでげす板、例えば何点か乗せてでも、あの
人を採用するんだったら納得できると、市民
が皆納得できるような人は採用すべきでね。
仕事をしないで、自分の言うことを上司が聞
かないというてさじ投げてる職員が何人もお
るのにね。一生懸命市民のために頑張ってる
人にそういうことをするという事は合理性
があるんじゃないですか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）議員言われます状
況については理解できますけれども、これの
制度設計となりますと、橋本市で嘱託職員に
なった者が、私たちよく見えると思うんで
すわ。それから、ほかのところで働いてた人
の状況というのはわかりません。そういうこ
とで、その制度設計、それから採用のときの
制度設計をするのが非常に難しいかなとい
うふうに考えてございます。

ただ、大量採用しなければいけないとか、
人事構成のピラミッドをきちっとしなければ
いけないというときには、その年
代に応じた採用を考えていかなければいけま
せんけども、現在のところ、学校を出た20か
ら22あたりから30歳程度の新規採用を中心
に考えてございますので、その中ではそういう
前歴というのを面接では加味しますけれども、
それを面接以外のところで試験で加点する
というのは、非常に制度設計が難しいのかな
というふうに考えてございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）物事は原則が大事で、
公平も大事ですけども、例えば受験するとき
に受験者の中でこの点については秀でてい
るという人はそれなりに評価しても、世間は納
得するんじゃないですかね。

例えば市職員を採用するときでも、技術職
だったらこういう技術を持ってるから採用す
るんだという話ですよ。それと同じように、
そういう抜群の成績をおさめてる人がおれば、
やはりそれだけの評価というのをしてもいい
んじゃないですかね。すべてしゃくし定規に
して、ほいで、無難にこなそうこなそうとす
るけれども、物事というのは生き物だからね、
世の中は。具体的にこの人こそ市役所の職員
になってほしいと思うような人がおれば、そ
れになってもらうのがやっぱり市民のため
でもあり、今、低い評価されてる職員に対
してもええ刺激になるんじゃないんですか
ね。また、一般職員に対してもええ刺激に
なると思いますがね。

そういう紋切り型、しゃくし定規な話じゃ
なくて、ほんまに市政のためにはだれが必要
かと。適材適所というのであれば、適材があ
るんだったら市役所に入ってもらって、そ
ういう柔軟な考え方というのをすべきであ
ると僕は思うんですけども、無理ですか、市
長さん。

○議長（中西峰雄君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）松浦議員の再質問で
ございますが、答弁したように、現状とし
ては無理だと思っております。よろしくお
願いします。

○4番（松浦健次君）質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）これをもって、4番
松浦君の一般質問は終わりました。